

少子化対策の推進

【背景】

本県の人口の状況

平成17年国勢調査(速報)によると、本県人口は調査開始以来初めて減少した。減少の背景を人口動態統計調査から探ると、出生数と死亡数が急速に接近し、戦後常にプラスを維持してきた自然増加(出生-死亡)にブレーキがかかった状態である。

・H12	2,107,700人	H17	2,107,293人(5年間で407人、0.02%減少)
・H17(H16.10.1~H17.9.30)の動態			
自然動態	+116人(うち日本人	118人)	
社会動態	361人("	3,523人)	

自然動態

結婚

全国と同様、晩婚化・非婚化が進行している。20代後半の女性の未婚率は急上昇、30代前半の女性の未婚率も上昇している。

・女性の未婚率(H2 H12)			
25~29歳	34.2%	50.7%	(+16.5%)
30~34歳	8.8%	21.0%	(+12.2%)
・初婚年齢(H16)	男29.3歳	女27.4歳	
・全国データによると、70年代以降に生じた出生率の低下分の約7割が結婚行動の変化(晩婚化、非婚化)、約3割が夫婦の出生行動の変化(晩産化、少産化)。また、70年代以降の初婚率の低下は、ほぼ5割が見合い結婚の減少、4割近くが職縁結婚の減少によって説明可能。			

出生

昭和35年生まれまでの世代では、進学率の高まり等から20代での出産こそ減ったものの最終的には従前と同じ程度の子ども数を出産している。昭和36年生まれ以降の世代では、20代に加え30代の出産も顕著に低下している。出生数は、平成元年~12年頃まではほぼ横ばいで推移していたが、平成13年頃から減少傾向になっている。

・合計特殊出生率(H16)	1.31(全国第32位 前年差 0.05は全国一)	全国1.29
・第1子出産時年齢(H16)	28.6歳	
・出生数(厚生労働省人口動態統計)：H元~12は約2万人で推移。H13以降2万人割れ続く H16:18,363人(H17年版国民生活白書から)		
・理想の子ども数は2.56人(H14)と大きな変化なし		
・子育て費用(22年間の累計)は1人目1,302万円、2人目1,052万円、3人目769万円		
・出産退職で失う所得(生涯賃金2億7,700万円で試算)		
出産退職後パート・アルバイトで再就職	2億2,700万円	
出産退職後正社員で再就職	9,900万円	
育児休業を取得して働き続ける	1,900万円	
・夫婦とも週49時間以上働く世帯がフルタイム同士の夫婦の14%程度を占める(時間貧乏)		
・パート・アルバイトに就く若者が大卒者の2割弱(年収4百万円の壁)		

社会動態

日本人の転出増

平成8年に転出超過に転じた日本人は、毎年4千人弱が県外に流出している。住宅事情による転入が年々減少していることに加え、職業や結婚などを理由とする転出が増加している。移動者の大半を20代から30代の結婚・子育て世代が占めるため、これが出生数減少の間接的要因となっている可能性がある。

・転出超過数(日本人 H16.10.1~H17.9.30)					
住宅事情	1,244人(20~30代	644人)	結婚等	1,665人(20~30代	1,631人)
職業上	2,634人("	2,337人)	学業上	983人("	543人)

外国人の転入増

年によって多寡はあるが、外国人は転入超過が続いている。主に生産現場の労働力として流入が続いており、平成16年末の外国人登録者数は約4万8千人で県の総人口の約2.3%を占めている。

・外国人登録者数	13,498人(H2)	48,009人(H16)
----------	-------------	--------------

【 概 要(ポイント) 】

本格的な人口減少社会に対応していくためには、岐阜県の人口動態の特徴を十分に踏まえたうえで、少子化対策を推進していくことが必要であり、次の3つを柱として少子化対策に取り組んでいく。

結婚・出生行動の変化

社会生活に伴う人口流出入

- 1 社会全体で取り組む少子化対策の推進
- 2 子育て環境の整備
- 3 誰もが住みやすい地域づくり

1 社会全体で取り組む少子化対策の推進

晩婚化・未婚化の流れを緩和するためには、従来のような見合いや職縁に替わる社会的マッチメイク機能の構築を始め、結婚・子育てに関するポジティブ・キャンペーンを実施していくことが必要。このため、結婚・子育てについて、社会全体で取り組んでいくという機運を醸成していく。

2 子育て環境の整備

安心して子どもを生んでもらうためには、子どもを育てやすい環境を整備していくことが必要。このため、子育て世帯の経済的負担の軽減、子育て支援サービスの充実、仕事と子育ての両立支援の推進、若者の自立支援の推進に取り組んでいく。

3 誰もが住みやすい地域づくり

若い世代の人口の流出を食い止めるためには、働く場の確保や学ぶ場の充実を図ることが必要。このため、企業誘致の推進、高等教育機関等の充実を図っていく。また、本県の労働力を支える在住外国人は、地域を構成する「外国籍県民」であり、外国籍県民と県民とが互いの文化や考え方を理解し、安心して快適に暮らすことができる地域社会を形成していくため、多文化共生社会の実現に向けた取り組みを推進していく。

1 社会全体で取り組む少子化対策の推進

県民、企業、地域等が一体となって、社会全体で少子化対策に取り組んでいくため、県民運動を展開し、機運の醸成を図るとともに、結婚・子育てに関してネガティブな情報が強調されやすいため、もっと前向きに楽しさや喜びを強く伝えるポジティブキャンペーンを進めていく。

新子育て県民応援事業費（2,900） [総合政策課、男女共同参画室]

- ・県民総ぐるみで少子化対策を推進するため、企業や地域と協働で取り組んでいくための連携会議や部会、シンポジウムを開催

新岐阜県子育て家庭応援キャンペーン（仮称）事業費（9,760） [総合政策課]

- ・県内の市町村、企業（店舗）の協力を得て、県・市町村施設等、また県内の協賛企業（店舗）において、子育て世帯を対象とした割引やプレゼント等の優遇制度を設定し、子育て家庭を社会全体で支えていく。

新青少年命のふれあい講座事業費（500） [青少年室]

- ・地域の子育てサポーター等を講師に、中高生が乳幼児をもつ父母から出産・育児の喜び、苦勞を聞き、また、乳幼児と直接ふれあうことにより多様な角度から「命と子育て」について学ぶ講座を開催

新公益信託ぎふNPOはつらつファンドでNPOが行う子育て支援事業を応援（20,000） [県民政策室]

- ・NPOが県と協働して少子化問題に取り組むために、ぎふNPOはつらつファンドに、NPOが行う子育て支援事業に助成する資金枠（子育て支援枠）を設定

人口・少子化問題研究会費（2,300） [統計調査課]

- ・本県の少子化の要因や地域特性等の分析を行うとともに、将来人口の推計（県、圏域、市町村別に2035年まで）を行う。

子育て支援企業に対する入札参加資格業者格付けの優遇（平成18年2月1日より受付開始、平成18年4月1日の業者格付けに反映） [建設政策課]

- ・県の発注工事の入札参加資格審査において、育児休業等、仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業（土木工事業等4業種）に加点

2 子育て環境の整備

子育て世帯の経済的負担軽減

子育ての負担感を増大させている経済的負担に対する支援を行う。

児童手当県負担金（3,900,000） [児童家庭課]

- ・児童手当支給に係る県負担分（支給対象年齢を小学6年生まで引き上げるとともに、サラリーマン世帯（夫婦2人と児童2人のケース）の場合の所得制限を860万円までに緩和）

乳幼児医療費負担金助成費（2,329,066） [国民健康保険課]

- ・乳幼児の社会保険各法の医療費自己負担額について助成を行う市町村に対する補助（通院の対象年齢を入院同様小学校就学前までに拡大）

新父子家庭医療費負担金助成費（13,125） [国民健康保険課]

- ・父子家庭の父及び児童の社会保険各法の医療費自己負担額について助成を行う市町村に対する補助

不妊治療助成事業費（38,700） [保健医療課]

- ・不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を助成（助成期間を2年から5年に延長）

新岐阜県子育て支援奨学金（100,000） [教育振興室、教育財務課]

- ・教育費の負担が多くなる高校生の時期に、多子世帯の子どもの修学にかかる経済的負担の軽減を図るため、第3子以降を対象に所得・学力要件を問わず奨学金（修学資金・入学支度資金）を貸与

子育て支援サービスの充実

子育ての負担を軽減し、地域社会全体で子育てを支援していく。

新生児聴覚検査事業費（38,214） [児童家庭課]

- ・ 出産時入院中の新生児に対する聴覚検査を実施し、障害を早期に発見し、早期の療育に繋げるとともに、検査のあり方やその後の療育支援体制について検討

新岐阜県子育て総合相談窓口（仮称）運営費（15,900） [男女共同参画室]

- ・ 子育て支援情報の発信機能を持った子育ての総合的な相談窓口を18年4月から設置（NPO法人へ業務委託）

地域子育て活動グループ特別支援事業費補助金（2,250） [児童家庭課]

- ・ 多胎児、発達障害児等特別なケースの子育て中の親を対象に、複数市町村にまたがる広域的な子育て支援活動に対し助成

子育てサポーター養成講座事業費（2,995） [児童家庭課]

- ・ 子育て家庭の仲間づくりを支援する子育てサポーターを養成

放課後児童クラブ事業費補助金（196,192） [児童家庭課]

- ・ 昼間保護者のいない小学校児童（主に低学年）などの育成・指導のための放課後児童クラブ活動への助成

地域子育て支援センター事業費補助金（272,138） [児童家庭課]

- ・ 専門職員を配置し育児相談や子育てサークル等への支援を行っている保育所等に対し助成

子育てファミリープラザモデル事業費補助金（4,800） [児童家庭課]

- ・ 「子育て親子のたまり場」を運営するNPO等に対する助成（週末に開催し、父親向けの育児講座を実施する場合は加算）

新里親登録啓発事業費（550） [児童家庭課]

- ・ 里親制度のわかりやすい説明、里親・里子の体験談を載せた冊子を作成し、里親希望者、県内市町村、民生・児童委員等へ配布し、里親登録の増加を推進する。

新図書館利用者のための託児事業費（600） [社会教育課]

- ・ 幼い子を持つ保護者が県図書館を利用しやすくできるような託児事業を実施

図書館資料購入費（103,000） [社会教育課]

- ・ 若い親のための育児知識書、家族問題や生活問題など家庭のあり方を考える図書や将来親となる可能性を持つ中高生の将来設計に役立つ図書を重点的に充実

子育て世帯の優先入居制度（平成18年1月1日より実施済） [住宅課]

- ・ 県営住宅の優先入居実施住宅（北方、尾崎、加野、荒崎、旭ヶ丘、赤保木の各住宅）において、子育て世帯には募集戸数（高齢者、障害者の特定目的住宅は除く）の2割を割当て

仕事と子育ての両立支援の推進

仕事と子育てを両立できる職場環境の実現に向け取組を進めていく。

新事業所内共同託児施設設置費補助金（3,000） [労働雇用課]

- ・ 地域に開かれた託児施設を事業所内又は近接地に共同で設置する事業主等に対して、その設置費用を助成

新子育て推進企業登録制度創設事業費（500） [労働雇用課]

- ・ 企業の子育て支援に関する取組みを促進し、仕事と子育ての両立を支援するため、子育て支援に積極的な企業の登録制度を創設、各種支援策の制度化に向けて調査・検討

両立支援推進企業サポート事業費（4,800） [労働雇用課]

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と家庭の両立に向けた積極的な取組みを行う企業に対し、奨励金を支給

ファミリーサポートセンター事業費補助金（6,000） [労働雇用課]

- ・ 地域における育児等の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターを設立する市町村への運営費補助

若者の自立支援の推進

晩婚化・非婚化の流れや出生力の低下の両方につながる、若年層の経済力低下や将来不安について、それらの解消につながるよう取組を進めていく。

ぎふ働く人の応援プラン策定事業費（1,700） [労働雇用課]

- ・雇用労働環境が大きく変化する中で、県内の雇用労働に関する課題と方向性を示しつつ、具体的な数値目標を設定し、トータルな労働施策方針を策定

実務・教育連結型人材育成システム実施費（5,347） [労働雇用課]

- ・職業訓練(座学)と企業実習や企業就労を取り込んだ雇用直結型の職業能力開発訓練(日本版デュアルシステム)を実施

就職基礎能力速成講座事業費（2,235） [労働雇用課]

- ・職業に対する認識が不足している若年者に対し、職務遂行のための基礎的能力の習得、職業意識の形成を目的とした講座を実施

新岐阜県インターンシップ推進協議会運営費（4,000） [労働雇用課]

- ・県内の大学生・高校生等に対し、県内でのインターンシップを行う機会を提供することにより県内企業への就業を促進するため、県内経済団体等との協働による推進協議会を設立

若年者職業訓練利用券給付モデル事業費（6,500） [労働雇用課]

- ・就労不安定な若年者や職業に就いていない者に対し、職業訓練利用券(パウチャー)を給付することにより、個人が選択する職業訓練を受けられる環境を整備

知恵産業おこし推進事業費(人材チャレンジセンター運営費)(23,790) [労働雇用課]

- ・地域人材チャレンジセンターの運営費

高校生インターンシップ推進事業費（3,300） [学校政策課]

- ・産業界と連携し、インターンシップの充実を図ることによって、生徒に職業観、勤労観を身につけさせ、進路選択能力を育成

3 誰もが住みやすい地域づくり

企業誘致の推進

職業や結婚等を理由とする20代から30代の結婚・子育て世代の流出に歯止めをかけるため、働く場を確保するよう企業誘致等に取り組んでいく。

新企業立地促進事業補助金（731,738） [企業誘致課]

- ・企業の県内立地を促進するため、知識産業、コールセンター、一般製造業等の事業所・研究所の設置に係る初期投下固定資産取得費又は事業所賃借料等に対し補助

新基幹企業立地促進事業補助金（1,020,000） [情報産業課]

- ・他地域との誘致競争で優位に立ち、税収効果、経済波及効果が著しく高い超優良企業の誘致を推進するため、毎年度県に納税する法人事業税の確定税額の8割を上限に補助

新新規立地企業雇用推進事業(産業人材育成研修事業費60,000の内) [労働雇用課]

- ・新たに県内へ進出する企業への就職希望者に対し、進出企業が即戦力として必要とするスキルを修得させる修を実施

グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ事業費（4,500） [企業誘致課]

- ・ポスト万博として、東海地域を一つの経済圏として捉え、「グレーター・ナゴヤ」の統一ブランドの下、3県1市と地元産業界が連携して海外企業誘致・対日投資促進活動を推進

高等教育機関等の充実

学業を理由とする若い世代の流出に歯止めをかけるため、高等教育機関等の充実を図っていく。

新新I A M A Sビジョン(仮称)策定費（2,500） [情報産業課]

- ・I A M A Sにおける「教育のあり方」「地域貢献」「設置場所」等の重点課題に対しての指針を策定

県立看護大学及び各種アカデミー(I A M A S、国際たくみアカデミー、国際園芸アカデミー、森林文化アカデミー)の運営経費(1,056,136)

[医療整備課、情報産業課、労働雇用課、農産園芸課、林政課]

- ・県立高等教育機関の運営経費

新若年者ものづくり育成推進費（1,470） [労働雇用課]

- ・若年者ものづくり競技大会に向けた実習等の実施（国際たくみアカデミー）

新国際たくみアカデミー応援企業クラブ経費（220） [労働雇用課]

- ・国際たくみアカデミー職業能力短期開発大学校に応援企業クラブを発足し、企業との連携強化、開かれた学校づくりにつなげる。

多文化共生社会の実現

外国籍県民と県民とが互いの文化や考え方を理解し、安心して快適に暮らすことができる地域社会を形成していく。

在住外国人地域社会参画支援事業費（1,332） [国際室]

- ・在住外国人が、地域にとけ込み、その一員として地域社会へ参画できるよう各種支援施策を実施

在住外国人生活環境づくり支援事業費（5,559） [国際室]

- ・在住外国人の生活環境に関わる諸問題を改善し、共生社会に向けた総合的な生活環境づくりを推進するため、相談員を派遣

外国人労働問題懇談会開催委託費（900） [労働雇用課]

- ・日系ブラジル人労働者を雇用している県内企業経営者、人材派遣業者等と有識者による意見交換会及び講演会を開催

新外国人児童生徒教育連絡協議会事業費（400） [学校政策課]

- ・外国人児童生徒が在住する市町村のうち、特に多く在住する市教育委員会担当者や学校の担当教師及び外国人児童生徒適応指導員等による連絡協議会を開催し、地区で抱える課題の解決につながるよう交流を実施

新外国人児童生徒適応指導員配置事業費（12,495） [学校政策課]

- ・小中学校における外国人児童生徒のうち、日本語指導が必要とされる児童生徒が学習活動や学校生活に適応できるよう、日本語についての指導・援助が行える指導員を関係教育振興事務所に配置し、関係市町村教育委員会の要請に応じて小中学校へ派遣

ブラジル人子弟交流支援事業補助金（2,500） [教育振興室]

- ・市町村が行うブラジル人子弟に対する交流支援のための事業に対し助成

外国人学校に係る各種学校設置認可基準等の緩和（H17.11.9施行） [教育振興室]

- ・外国人児童生徒を対象とした各種学校認可基準を制定するとともに、準学校法人寄付行為認可基準を改正し、校地、校舎の自己所有要件等について従来の取扱いを緩和した。

新在住外国人地域コミュニティ育成支援事業費（8,161）

[岐阜県国際交流センター予算（注）]

- ・在住外国人によるNPO・NGO団体の立ち上げを支援するとともに、地域コミュニティにおける様々な問題に取り組む外国人による外国人のためのNPO・NGO活動を育成する。

新日本語指導者研修事業費（3,600） [岐阜県国際交流センター予算（注）]

- ・在住外国人が集住する地域の小中学校教員やブラジル人学校の日本語教師、あるいは日本語を教えるボランティア等を対象に、日本語教育指導者としての資質・能力を高めるための研修会を実施する。

新先導的多文化支援共生事業費（9,697） [岐阜県国際交流センター予算（注）]

- ・県内NPO団体、地域国際化協会が進める多文化共生を促進する先導的な事業をプロポーザル形式により選定し委託

（注） 1 国際交流センターの18年度予算については、3月の理事会を経て決定される。

2 国際交流センターへの補助金は、センターの運営に対する補助金であり、センターが行う事業は、主として「水と緑の国際交流基金」の運用益を財源としている。